

提出いただいた意見と砥部町の考え

取りまとめの便宜上、お寄せいただいたご意見は、適宜要約したものであり、また、本計画策定と直接関係のないと考えられるご意見については、町の考え方を示しておりますので、ご了承ください。

砥部町障害者計画及び障害福祉計画（案）

No. 1

No.	意見	件数	意見に対する町の考え方
1	「障害児の個性と能力を尊重した教育の充実」における学校生活支援員を町内小中学校全校へ配置して欲しい。	1	本町では、現在、障害を有し学校生活への適応が困難な児童生徒に対し、学校生活支援員を全ての学校へ配置しており、今後といたしましても必要に応じて関係機関等と協議のうえ配置したいと考えております。
2	将来、障害があっても就労の場所がほしいのですが、検討してください。	1	本町においては、現在、就労の斡旋はしていませんが、希望があれば、松山公共職業安定所（ハローワーク）等と連携を取り合って支援を行いたいと思います。
3	障害者団体の育成及び支援をして欲しい。	1	障害者の方が住みなれた地域で安心して過ごすことができる町づくりは非常に大切なことです。そのため町では、障害者の方の自立及び社会参加の促進を図る目的に、補助金交付要綱を定め、それに基づき活動費を補助して支援を行っています。
4	地域自立支援協議会の設置及び役割を広報誌「とべ」で周知して欲しい。	1	本町においては、19年度に地域自立支援協議会を設置して、その内容等については広報誌等で啓発します。
5	就労に関して、一般就労・福祉支援付き就労・無認可作業所など具体的に分けて現状・目標・具体策を掲げて欲しい。	1	就労に関して、個別の計画については、福祉就労（就労継続支援A型・B型）は、目標値を計画に掲げます。一般就労・無認可作業所については、計画に定めることとなっておりますが、松山公共職業安定所（ハローワーク）等と連携をして支援を行います。

No.	意見	件数	意見に対する町の考え方
6	就労に関して、ジョブコーチの数を算出して養成及び研修をしてください。	1	ジョブコーチとは、国の制度としては平成 14 年に「職場適応援助者」が法律に規定され、地域障害者職業センターの事業として実施されています。具体的には、障害者に対して仕事に適応するための支援、人間関係や職場でのコミュニケーションを改善するための支援等を行っており、現在、ジョブコーチは愛媛障害者職業センターに 6 名おります。また、養成及び研修は本町では行っておりませんが、愛媛障害者職業センターで行っていますので、ご利用ください。
7	ニートと呼ばれる人の中には、かなり発達障害者がいるといわれているが、その対策は考えているのか。	1	県においては、平成 18 年度から「えひめ若者サポート事業」を実施しており、ニート状態にある若者（15～34 歳）に対して職業意識の啓発や社会適応能力の支援などを行っていますが、本町においては現時点では、対策は考えておりませんので、ご理解をお願いします
8	グループホームやケアホームの設立を検討してください。	1	本町においては財政事情が厳しい中、新規に設立する事は難しいと思いますが、今後は、障害者の方やその家族の方からの相談があれば関係機関等と協議を進めながら設置の必要性を検討していきたいと考えます。
9	問題の有無に関係なく、すべての障害児（者）に対して定期的にケア会議を開いて欲しい。また、地域療育コーディネーターを砥部町独自で採用してください。	1	本町においては、現在、定期的なケア会議は開いておりません。ケア会議や相談支援専門員については、松山圏域（3市3町）において、4つの事業所（いつきの里・ひまわり園・はばたき授産園・あゆみ学園）に委託しており、また、相談支援専門員の採用は、町独自では考えておりませんのでご理解をお願いします。 ※平成 18 年 10 月より地域療育コーディネーターは相談支援専門員と名称が変わりました。

No.	意見	件数	意見に対する町の考え方
10	<p>特別支援教育について、発達障害は小学校入学後に初めて気付くことが多く、本人だけではなくその家族も支援しております。そのため、相談支援専門員の責務は重要であるが、今後は、専門員のみならず教職員も特別支援教育研修会に参加して欲しい。</p>	1	<p>本町では、現在、特別支援教育コーディネーターを各小中学校へ1名配置し、さらに砥部町特別支援連携協議会を設置し、各学校の支援体制の整備を進めつつ、特別支援教育に取り組んでおります。また、この特別支援教育においては、教職員の十分な共通理解が欠かせないことから、全教職員を対象とした研修会を実施しております。</p>